平成２８年（フ）第１１９９号
札幌市北区新川西２条５丁目２番12―102号
債務者　中城　悠花
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１１号
札幌市北区北37条西７丁目１番15号　井上マンションＮｏ３―102号
債務者　安藤　純子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１８号
北海道江別市野幌代々木町79番地　野幌団地Ｂ―202
債務者　松村　裕貴（旧姓ガイ）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２４号
札幌市東区北19条東18丁目１番16―105号
債務者　嶋　　啓太
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３７号
札幌市東区北50条東14丁目１番11号
債務者　大塚　織江（旧姓藤原・田中）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４２号
札幌市手稲区曙１条１丁目５番28号　コーポひろ102号
債務者　小國　信久
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４８号
札幌市豊平区中の島２条10丁目１番２―301号
債務者　青木　國廣
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５９号
札幌市南区石山３条８丁目１番23号
債務者　山内　則彦
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７１号
札幌市北区新琴似７条13丁目３番14号　オーシャンビル新琴似405号
債務者　佐藤　美月
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７９号
札幌市白石区栄通17丁目３番15号　アネックス102号
債務者　寺嶋　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８６号
札幌市白石区北郷１条８丁目11番５号　ノースビレッジ201号
債務者　佐藤有弥香
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８７号
札幌市西区西町南21丁目２番15号　第１ワコービル204号
債務者　中家　法子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８９号
札幌市清田区真栄１条１丁目16番10号
債務者　上野あづさ
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１３号
札幌市西区西町北３丁目４番１―202号
債務者　鈴木　熱子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５２号
北海道石狩市花川北６条２丁目21番地１　マンションえむずＤ202号
債務者　谷口　佳聡
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５３号
北海道石狩市花川北６条２丁目21番地１　マンションえむずＤ202号
債務者　谷口　利花
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５７号
札幌市手稲区前田９条19丁目４番３号
債務者　金子　　忍
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部